

議会だより

9月定例市議会

平成23年の第5回定例会は、9月9日から21日までの13日間にわたり開会しました。

市長からは、6件の報告のほか平成23年度尾道市一般会計補正予算案(第3号)ほか15議案が提案されました。平成22年度各企業会計決算2議案については、決算特別委員会を設置し、閉会中の継続審査としました。その他14議案については各常任委員会に付託しました。

13日、14日の両日には各会派を代表した議員による一般質問を行い、市政全般にわたる諸問題について市当局の考えをたどりました。

15日、16日は各常任委員会を開会し、付託された議案の審査を行い、委員からはさまざまな質疑及び要望、意見等が出され、市当局から答弁があり、各常任委員会とも付託された全議案を原案のとおり可決しました。

最終日の21日には、市長から1件の人事議案が提出され、審議の結果、同意しました。その後、各常任委員会の委員長報告が行われ、各会派の討論、採決の結果、市長提出14議案はすべて原案のとおり可決しました。

議員からは、意見書案5件が建議案として提案され、原案どおり可決しました。可決後、意見書については、国会及び関係行政庁に送付しました。

また、今回提出された請願2件については、1件は採択、もう1件は不採択となりました。

■議会の動き

- 9月9日 議会運営委員会
本会議(開会)
会期決定、企業会計決算・補正予算等提案(説明・質疑)、決算特別委員会設置
決算特別委員会
正副委員長互選
- 9月13日 本会議
一般質問
- 9月14日 本会議
一般質問
議会改革特別委員会
- 9月15日 総務委員会
補正予算等審査(質疑・討論・採決)
民生委員会
補正予算等審査(質疑・討論・採決)
- 9月16日 文教委員会
補正予算等審査(質疑・討論・採決)
産業建設委員会
補正予算等審査(質疑・討論・採決)
議会運営委員会
請願審査(質疑・討論・採決)
- 9月21日 議会運営委員会
本会議(閉会)
補正予算等議決(委員長報告・討論・採決)

■上程議案

●補正予算

- ◇一般会計補正予算(第3号)

7億320万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を551億4,974万6,000円とするものです。主なものは、小中学校の耐震化に係る経費の追加や、道路、排水路の維持補修等生活基盤整備に係る経費及び農業振興のための経費の追加です。また、地域支え合い体制づくり事業や、医療対策のための事業を追加するものです。この他、雇用創出基金事業や緊急雇用対策基金事業の追加、プロモーションDVDの制作や、市民提案事業の追加及び災害復旧に係る経費の追加などによるものです。歳入については、地方特例交付金の減額、普通交付税、国庫支出金、県支出金、分担金及び負担金、寄附金、諸収入の追加、市債及び基金繰入金の増減調整によるものです。

◇港湾事業特別会計補正予算(第2号)

941万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額1億6,704万6,000円とするもので、県への港湾整備事業負担金や、シーサイドラインのタイル等の修繕料の追加によるものです。

◇国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

8,044万2,000円を追加し、歳入歳出予算総額165億3,355万7,000円とするもので、保険料の改定に伴う、保険料の補正と、後発医薬品差額通知に係る経費及び特定健診受診勧奨のための経費の追加や、国・県への返還金の追加によるものです。

◇介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

保険事業勘定へ8,532万円を追加し、歳入歳出予算総額を142億7,548万

9,000円とするもので、前年度事業の精算に伴う、国・県及び支払基金への返還金の追加によるものです。

◇尾道大学事業特別会計補正予算(第2号)

700万円を追加し、歳入歳出予算総額を16億1,786万円とするもので、図書館の屋上防水のための修繕料の追加によるものです。

◇病院事業会計補正予算(第1号)

収益的収入について、病院事業収益として716万9,000円を追加するものです。

●条例改正

◇尾道市税条例

地方税法の一部改正に伴い、寄附金税額控除の適用下限額を引き下げ、市税の不申告に係る罰則を改め、その他関係規定を改めるための条例改正です。

◇尾道市災害弔慰金の支給等に関する条例

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害弔慰金を支給する遺族の範囲を兄弟姉妹まで拡大するための条例改正です。

◇尾道市児童遊園地設置及び管理条例

開発行為により整備され、寄附を受けた遊園地を児童遊園地として管理するための条例改正です。

◇尾道市向島運動公園条例

尾道市向島運動公園におけるグラウンド・ゴルフ場、ふれあい広場及びスケートパークの整備に伴い、使用料を定めるための条例改正です。

◇尾道市営住宅設置及び管理条例

老朽化した内郷住宅を廃止するための条例改正です。

◇尾道市営単市住宅設置及び管理条例

他の市営住宅と家賃納付の取扱いの統一を図るため、及び老朽化した市営住宅を廃止するための条例改正です。

●条例制定

◇尾道市御調西部地区水道分担金徴収条例
御調西部地区への水道施設建設費用に充てるため、当該水道施設設置に伴い受益者から分担金を徴収するための条例制定です。

●その他の議案

◇決算認定について(2件)

水道事業会計

病院事業会計

◇公の施設の利用に関する福山市との協議について

尾道市の公の施設である公共下水道管渠及び浄化センターを福山市の住民の利用に供させることについて、福山市と協議するものです。

●報告

◇決算の状況報告について(2件)

水道事業会計

病院事業会計

◇健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

◇専決処分の報告(3件)

●人事議案

◇公平委員会の委員の選任

井上 孟さん(潮見町)

■一般質問(主な内容)

○尾道の観光について

Q 尾道には人的交流経済的活動が飛躍的に拡大、活用できる大事な局面が訪れたが、どのように環境づくり、人材育成、イメージアップ作戦を展開するのか。

A 観光産業は将来的にも発展が期待される産業で、本市のまちづくりにおいても大きなウェートを占めている。現在、本市では歴史文化と景観を活かした環境づくり、人材育成のための研修、観光客へのおもてなしの機運の醸成などに取り組んでいる。今後も市民、観光業界と協力して更に進めていく。

○市民の生活相談について

Q 平成22年度の消費生活センターの相談件数は何件か。そのうち斡旋件数は何件か。また、相談内容はどのようなものか。

A 平成22年度の相談件数は、851件で、うち斡旋件数は、104件である。最近の傾向としては、サラ金への借金や多重債務の相談、並びに、携帯電話やパソコンを介したアダルト情報サイ

トなどによる不当請求の相談が上位を占めている。

○公立小中学校建物の耐震化について

Q 学校施設の耐震化の現在の状況に対する教育長の見解について聞きたい。

A 児童・生徒が、一日の大半を過ごす学習生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所となる本市の学校施設の耐震化率が、全国平均を大きく下回り、また、広島県内においても23市町中21位である現状は、対応を最大限急がなければならない状況である。今後も子どもたちの安全安心を第一に、出来る限り耐震化の前倒しを図っていく。

Q 今回の補正予算が可決され、それを執行した場合、耐震化率はどのくらいになるか。

A 小学校が41.3%から51.1%に、中学校が56.4%から69.1%に、小中学校合わせた場合が46.9%から57.8%に改善される予定である。

○災害に耐えられるまちづくりについて

Q 各地区の自主防災組織の結成強化策と役割分担の指導に対する所見について聞きたい。

A 町内会、区長会などの会合において、自主防災組織の必要性と災害時の初動効果について説明を行っている。また、高齢者や障害者等の要援護者避難支援については、地域と連携しながら実効性のある取り組みをモデル的に検討していきたい。

○公共下水道の整備・普及について

Q 「今後の事業計画の見直し」及び「下水道処理人口普及率の向上を目指した目標」はどのようなものか。

A 今後、尾道市汚水処理構想で定めた平成25年度末までに汚水処理人口普及率を44.3%以上とする目標に向けて合併浄化槽等の推進と合わせて、公共下水道整備を行っていく。

○第4期介護保険事業計画の現状について

Q 「計画より進んでいるもの」及び「計画より遅れているもの」はそれぞれ何か。

A ほぼ計画どおりに進捗している。地域密着型特定施設については目標値に達していないが、第5期計画の中で検討していく。

○空き家、廃屋の苦情や相談の対処について

Q どのような内容の苦情や相談が何件寄せられているか。

A 苦情等の内容については、ごみの不法投棄、雑草繁殖に関わるものが11

件、廃屋の倒壊や瓦など破損部分の飛散に関わるものが33件、動物に関わるものが4件である。

Q 苦情や相談は、3年前から比較するとどうなっているか。また、対処した具体的内容はどのようなものか。

A 受付窓口については、苦情の内容により、環境政策課、建築指導課が担当しており、平成20年度から平成23年度8月末まで、環境政策課において、10件、5件、2件、2件、建築指導課において、3件、10件、7件、9件を受け付けている。これらの苦情に対しては、職員が現地を確認のうえ、現況の写真を添付し、お願いの文書を送付している。その結果として、廃屋の倒壊や瓦など破損部分の飛散に関わるものの33件のうち、12件が、解体もしくは、改修に至っている。

○尾道大学法人化について

Q 大学像を決定する中期目標の内容はどのようなものか。

A 教育研究の質の向上、学生への支援に関する事項、地域貢献及び国際交流に関する事項、業務運営及び財務内容の改善に関する事項、自己点検・評価及び情報の提供に関する事項、その他業務運営に関する重要事項など大学運営全般にわたる事項について検討している。主な項目としては、教養教育と専門教育の連携、充実を図り、質の高い体系的な教育課程を編成すること。地域社会との連携・協働を推進するとともに、地域のさまざまな課題に応える実践的研究を行うなど本市の知的財産の拠点となること。海外大学との人材交流を推進し、国際社会に通用する人材を育成するなど、本市の国際交流の拠点の一つとなることなどが挙げられる。これらを取りまとめ、10月中旬には、中期目標(案)を公開し、パブリックコメントの実施等により意見をいただければと考えている。

○行財政改革について

Q 第5次行財政改革大綱の基本的な考え方やその基本方針について聞きたい。

A 第5次行財政改革大綱は、総合計画で示しているまちづくりのテーマ「活力あふれ感性息づく芸術文化のまち 尾道」を目指し、魅力的な価値をもつまちづくりを進めていくために、取り組むべき事項や方向性を取りまとめたものである。関係者の理解を得ながら、計画的かつ着実に取り組んでいき